

**「調布市子育て家庭ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成」と
「幼児教育・保育無償化によるベビーシッター利用料の償還」の
双方に申請が可能な方へ**

※認可保育所等に入所している場合は該当しません

調布市子育て家庭ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成

- 【助成額】** ベビーシッター利用料の半額
1家庭あたり1日4,000円 年間28,000円が上限
※多子家庭は年間48,000円が上限
※多胎児家庭は、双子の場合年間48,000円、以降1子増えるごとに2万円を加算した額が上限
- 【対象事業者】** 全国保育サービス協会に加盟している事業者
その他、市長が適当と認める事業者

幼児教育・保育無償化によるベビーシッター利用料の償還

- 【助成額】** ベビーシッター利用料の全額
他の無償化対象サービスと合わせ、月額37,000円が上限
※0～2歳児の非課税世帯は42,000円が上限
- 【対象事業者】** 事業者所在地の市区町村から確認を受けた事業者（市区町村ホームページ等で確認）

《ご利用のベビーシッター事業者が一方の制度でのみ対象となっている場合》

⇒対象となっている制度でご申請ください。

《ご利用のベビーシッター事業者が両制度ともに対象事業者となっている場合》

①ベビーシッター以外の無償化対象サービスで月額上限に到達する（例：認証保育園利用料が月額5万円）

⇒調布市子育て家庭ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成制度でご申請ください。

②ベビーシッター以外のサービスを含め、利用料全額を無償化対象として申請しても月額上限内となる

⇒幼児教育・保育無償化による償還の制度でご申請ください。

③ベビーシッター利用料が無償化の月額上限内となるか否かが申請時点では分からない

⇒子ども政策課にご相談ください。